

(別紙)

1 特定事業の名称

407

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内において農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿（農家民宿に類する形態である畜産林業家民宿を含む。）事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

地域の歴史・文化などの地域資源や多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを展開していく中で、都市住民と地元住民との新しい交流の形として、農家へ滞在しつつ農作業などの体験を行う農家民宿事業を推進するためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、前述のガイドラインが適用されるので、農村地域における新たな起業の促進を図る上からも、当該特例措置の適用が必要である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、以下の条件のすべてに該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。

ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。

イ 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

ウ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

エ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。

ア 前述 の条件を満たしていること。

イ 客室が10室以下であること。

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること）が明示されること。

(別紙)

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、日本のふるさと再生特区（遠野市全域）内で農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規定は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

グリーン・ツーリズムが全国の農山漁村地域で展開されている中で、遠野ならではのツーリズムの展開に期待が集まり、旅行者のニーズも「ゆとりの実感」・「こころの豊かさ」への希求を背景とした自然回帰型、体験型の傾向が強まってきている。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、農家等によるもてなしとして、旅行者等への濁酒の提供することは、農村地域の特性を生かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、旅行者等の増加などによる交流人口の拡大が期待できるものとなる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

(別紙)

1 特定事業の名称

1 0 0 1

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・貸付の主体：遠野市
- ・借受の主体：本特別区域内において農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

遠野市が所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う法人に貸与する。なお、遠野市は、特定事業の実施により耕作を行う法人と構造改革特別区域法第23条第2項第2号の規定に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

遠野市では、農林業の担い手の減少と高齢化（農業就業人口のうち65歳以上の占める割合：53%）による農林産物出荷量の減少が進行し、今後も耕作放棄地の増加により、遠野の貴重な観光資源である農村景観が損なわれることが懸念される。

一方では、建設業の就業割合が高く（遠野市：16%、岩手県12%）、今後公共事業の削減などの影響により、その労働力が余剰することが見込まれる。

このような状況を踏まえ、県、市、農業協同組合が連携し、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を確保し、農村の景観を維持するために、農業生産法人以外の法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置を講じる必要があると判断し、耕作放棄地の拡大の防止を図るとともに、農業者の雇用の場を創出するなど地域の農業振興と地域活性化に資するため特定事業を導入することとする。

また、グリーン・ツーリズムの推進拠点施設などで、旅行者が農作業の体験ができる農地を用意することで、遠野の観光の魅力を更に向上させるためにも、当該規制の特例措置が必要である。

なお、参入する法人の要件として、当該法人には、農業担当役員が1名以上おり、年間150日以上農業に従事すること。また、当該法人と市との間で協定を締結し、農業に必要となる土地は、市が農地所有者から借り受け、法人に貸し付ける方法によることとする。

農家戸数と農業就業人口構造の推移

	平成2年(a)	平成7年	平成12年(b)	伸び率 (b)/(a)
農家戸数	3,594戸	3,349戸	3,091戸	86
農業就業人口	6,164人	5,358人	5,333人	86
15歳～39歳 (割合)	795人 (13%)	435人 (8%)	494人 (9%)	62 (-4ポイント)
40歳～64歳 (割合)	3,421人 (55%)	2,513人 (47%)	2,021人 (38%)	59 (-17ポイント)
65歳～ (割合)	1,948人 (32%)	2,400人 (45%)	2,818人 (53%)	144 (+21ポイント)

経営耕地面積と耕作放棄地の面積の推移

	平成7年 (a)	平成12年 (b)	伸び率 (b)/(a)
経営耕地面積	4,595ha	4,373ha	95
耕作放棄地	121ha	199ha	164
耕作放棄率	2.6%	4.5%	+1.9ポイント

農林産物出荷量

	平成10年 (a)	平成14年 (b)	伸び率 (b)/(a)
ほうれんそう	412 t	332 t	81
しいたけ	101 t	74 t	73
レタス	984 t	753 t	77
だいこん	701 t	661 t	94